

岐阜市HACCP導入施設認定制度実施要綱

平成28年2月17日決裁

改正 平成29年3月31日決裁

改正 令和 2年7月26日決裁

改正 令和 3年2月 8日決裁

改正 令和 3年5月27日決裁

改正 令和 4年3月24日決裁

改正 令和 6年1月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品等営業者によるHACCPシステムの概念に基づく高度な衛生管理を推進するため、一定水準以上の衛生管理を行っていると思われる市内の施設に対して市長がHACCP導入施設として認定する制度（以下「認定制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品等 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する食品及び同条第2項に規定する添加物（以下「食品」と総称する。）、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定による許可を受けたと畜場（以下「と畜場」という。）で処理された獣畜の肉（以下「食肉」という。）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第3条の規定による許可を受けた食鳥処理場（以下「食鳥処理場」という。）で処理された食鳥の肉（以下「食鳥肉」という。）をいう。
- (2) 食品等営業者 法第55条第1項の規定による許可を受けた者その他食品の製造又は調理を行う営業者（以下「食品営業者」という。）、と畜場法第9条第2項に規定すると畜業者等（以下「と畜業者等」という。）及び食鳥検査法第3条の規定による許可を受けた者（以下「食鳥処理業者」という。）をいう。
- (3) 施設 法第55条第1項の規定による許可を受けた者が行う営業に係る施設その他食品の製造又は調理を行う施設（以下「食品営業施設」という。）、と畜場及び食鳥処理場をいう。
- (4) HACCPシステム 食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式を用い

て衛生管理をするシステムをいう。

(5) HACCPプラン HACCPシステムが対象とする食品等のプロセス（食品にあつては生産、製造、流通等を、食肉及び食鳥肉にあつては生体受入れ、解体、出荷等をいう。）において、当該食品等の安全性に関わる重要な危害要因（健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品等に含まれる物質又は食品等の状態をいう。以下同じ。）を管理するためのHACCPシステムの7原則（HACCPシステムとその適用のためのガイドライン（平成5年コーデックス委員会採択）に定めるHACCPシステムの7原則をいう。）に従って用意された計画書をいう。

(6) HACCP導入施設 HACCPシステムを導入し、衛生管理を行う施設をいう。

(7) HACCPチーム HACCPシステムの運用の推進及びHACCPプランの作成を中心となって担う専門家チームをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語は、法及び岐阜市食品衛生法施行条例（平成12年岐阜市条例第37号）、と畜場法並びに食鳥検査法において使用する用語の例による。

（対象施設）

第3条 認定制度の対象となる施設は、岐阜市内に所在する施設とする。

（認定の基準）

第4条 認定制度に係る認定（以下「認定」という。）の基準（以下「認定基準」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食品営業施設 別表に掲げる基準

(2) と畜場 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第1条に規定する構造設備の基準、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第3条に規定する衛生管理の基準及び同令第7条第1項に規定する衛生措置の基準

(3) 食鳥処理場 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「食鳥検査法施行規則」という。）別表第1に規定する構造設備の基準及び食鳥検査法施行規則第4条に規定する衛生管理等の基準

（事前相談）

第5条 認定を受けようとする食品等営業者（以下「認定希望者」という。）は、岐阜市HACCP導入施設認定希望申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。この場合において、認定希望者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者による指導又は助言を受けるものとする。

(1) 食品営業施設 法第30条第1項に規定する食品衛生監視員

(2) と畜場 と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員

(3) 食鳥処理場 食鳥検査法第39条第1項に規定する食鳥検査等を実施する職員

(認定の申請)

第6条 認定希望者は、認定を受けようとする施設ごとに、岐阜市HACCP導入施設認定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 一般的衛生管理に関する書類 次に掲げる書類

ア 施設の衛生管理に係る手順書及びその記録

イ 機械器具類（包丁、まな板、食品等の加工用機械その他食品等を製造する際に用いる機械器具であって、食品等に直接接触れるものをいう。以下同じ。）、計器類（温度計、圧力計等食品等を加工する際に用いる計器類をいう。以下同じ。）及びそれら以外の食品等の衛生に関する装置（滅菌、殺菌、除菌又は洗浄に用いる装置等をいう。）（以下「食品等取扱設備等」と総称する。）に係る衛生管理に係る手順書及びその記録

ウ ねずみ及び昆虫の対策に係る手順書及びその記録

エ 廃棄物及び排水の取扱いに係る手順書及びその記録

オ 原材料の受入れから製品の出荷までの管理及び運搬並びに検食（定めがある場合に限る。）に係る手順書及びその記録

カ 食品等を製造する際に使用する水、氷等（以下「使用水等」という。）の管理に係る手順書及びその記録

キ 回収及び廃棄に係る手順書及びその記録

ク 従事者の衛生管理に係る手順書及びその記録

ケ 従事者の衛生教育に係る手順書及びその記録

(2) HACCPプランに関する書類 次に掲げる書類

ア HACCPシステムに取り組む組織体制が記載された書類（HACCPチームに係る編成図、組織系統図等）

イ 製品説明書

ウ 製造工程一覧図、施設平面図、食品等の製造に係る作業動線図及び従事者の作業動線図その他これらに類するもの

エ 危害要因の分析に関する書類

オ 重要管理点の決定に関する書類

カ 管理基準の設定に関する書類

キ モニタリングの方法の設定に関する書類

ク 改善措置の設定に関する書類

ケ 検証の実施に関する書類

コ 記録及び保存方法の設定に関する書類

(3) 危機管理に関する書類 次に掲げる書類

ア 別表の3の表に定める危機管理に関する基準項目1の「食品安全方針」が記載された書類

イ 別表の3の表に定める危機管理に関する基準項目2から5までのうち、取り組んでいる項目の内容が記載された書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる認証を受けた施設については、前項第2号（イを除く。）に掲げる書類に代えて当該認証を受けたことを証する書類の写しを添付することができる。

(1) 国際標準化機構が定める I S O 22000 認証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める認証

(認定希望者の欠格事項)

第7条 第15条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない食品等営業者は、認定の申請をすることができない。

(認定)

第8条 市長は、第6条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、申請のあった施設の実地調査等を行い、当該施設に係る申請の内容が認定基準に適合していると認めたときは、当該申請をした者に対して岐阜市H A C C P 導入施設認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）を交付する。

2 市長は、前項の規定による実地調査等の結果、認定基準に適合していないと認めたときは、岐阜市H A C C P 導入施設基準不適合通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(認定書の再交付)

第9条 前条第1項の規定により認定書の交付を受けた者（以下「認定営業者」という。）は、認定書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、岐阜市H A C C P 導入施設認定書再交付申請書（様式第5号）に当該認定書を添えて（紛失したときを除く。）、市長に再交付の申請をすることができる。

2 認定営業者は、前項の申請をした後、紛失した認定書を発見したときは、速やかに当該認定書を市長に返納しなければならない。

(認定事項の変更の届出)

第10条 認定営業者が、認定に係る事項を変更したときは、岐阜市H A C C P 導入施設認定事項変更届出書（様式第6号）に次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) H A C C P プランに関する基準（食品営業者にあつては別表の2の表に規定するH A C

C Pプランに関する基準、と畜業者等にあつてはと畜場法施行規則第7条第1項に規定する衛生措置の基準、食鳥処理業者にあつては食鳥検査法施行規則第4条に規定する基準をいう。)の変更 第6条第1項第2号及び第2項に規定する書類のうち当該変更に係る書類

(2) 認定営業者の住所若しくは氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又はその名称若しくは代表者の氏名)又は施設の名称の変更 認定書

2 市長は、前項第2号の規定による届出があつたときは、認定書を新たに交付するものとする。
(認定の廃止)

第11条 認定営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岐阜市H A C C P導入施設認定廃止届出書(様式第7号)に認定書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定を受けた施設に係る事業を廃止したとき。
- (3) 認定を受けた施設を廃止したとき。

(認定の有効期間)

第12条 第8条及び次条の規定による認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とする。

(認定の更新)

第13条 認定営業者は、認定の有効期間の満了後引き続き認定を受けようとするときは、市長に認定の更新を申請するものとする。

2 認定の更新を受けようとする者は、当該有効期間の満了の日の3月前までに、岐阜市H A C C P導入施設認定更新申請書(様式第8号)に第6条第1項各号及び同条第2項に規定する書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(立入調査)

第14条 市長は、必要に応じて、第5条各号に定める者に認定に係る施設に立ち入らせ、当該認定に係る衛生管理の履行状況について調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、認定営業者が行う衛生管理が認定基準に適合しないと認めるときは、当該認定営業者に対して改善を指示することができる。

(認定の取消し)

第15条 市長は、認定営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項若しくは第2項、第10条第1項又は第13条第2項の規定により提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
- (2) 認定営業者が行う衛生管理が認定基準に適合しないと認められ、当該認定営業者に対して前条第2項の規定により改善を指示したにもかかわらず、相当の期間をおいてもなお改

善されないとき。

(3) 法、と畜場法、食鳥検査法その他関係法令に定める事項について重大な違反があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、当該認定業者に岐阜市HACCP導入施設認定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 認定業者は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定書を市長に返納しなければならない。

（申請書等の提出）

第16条 この要綱により市長に提出する書類は、保健所長を経由して提出しなければならない。

2 第5条の規定による申出、第6条第1項、第9条第1項及び第13条第1項の規定による申請並びに第10条第1項及び第11条第1項の規定による届出については、認定書を添える部分を除き、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（認定の公表及び認定マークの表示）

第17条 市長は、認定書に記載された事項を市のホームページ等で公表するものとする。ただし、認定業者が希望しないときは、この限りでない。

2 認定業者は、市長が別に定める認定マークを、別に定めるところにより表示することができる。

（相談窓口）

第18条 食品業者に対しては保健所食品衛生課に、と畜業者等及び食鳥処理業者に対しては保健所食肉衛生検査所にHACCP相談窓口を設置する。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に行う同項の規定による認定の申請及び第13条第1項の規定による認定の更新の申請（以下「認定の申請等」という。）について適用し、同日前に行う認定の申請等については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。